

# 陳情処理状況報告書

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
9	5.5.8	富山県が実施している労働時間把握に関する陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1)富山県が令和3年4月から実施している「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に従い労働時間の把握を行っているが、会計年度任用職員にたいし正規職員と異なる労働時間の把握を行っているのを速やかに辞め正規職員と同等に労働時間の把握を行うことを求める陳情。</p> <p>2. 理由</p> <p>厚生労働省が平成29年1月20日に発表した「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を令和3年4月から行い、決して速やかに行われたとはいえないが、良い労働環境を作り出そうとする意思是感じられるので大変良いと考える。</p> <p>しかし、正規職員と会計年度任用職員では管理方法が異なり、正規職員はパソコンのログまたはタイムカードを使用し機械的に管理しているが、会計年度任用職員の管理は、会計年度任用職員が朝出勤するまでに管理職（以下、使用者という。）は入社し入社したことを現認し時間を記載し、また退社するのを待ち退社した時間を記載すると言った大変効率的とは思えない方法を用い労働時間を管理している。ケース的に出勤場所が使用者と離れた場所で歩いて5分など掛かる場所の場合は、使用者はいつくるかわからない会計年度任用職員が待ち構えないと現認することは不可能なので出勤予定の1時間前などから待ち構えなければならない可能性もある。さらに会計年度任用職員に早朝5時から出勤を命じた場合は、職務に直接関係のない使用者も朝5時前から入社し出勤を現認しなければならない仕組みとなっている。</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>この方法を富山県知事が認めたことに大変疑問であり、使用者に必要以上の労働を課しているかのように感じて仕方がない。個人的には富山県知事が使用者に対しパワハラなどの嫌がらせを行っているようにも見える。素直に正規職員と同じ扱いを行い、パソコンのログまたはタイムカードにて労働時間の把握を行うことが誰の目から見ても効率的だと思われる。</p> <p>このように会計年度任用職員を別扱いにし使用者に必要以上の職務を与えている富山県知事が本当に富山県の事を考えているのか大変疑問である。</p> <p>予算の問題で会計年度任用職員のタイムカード用紙を購入するための予算を議会に申請したが承認されなかったため、使用者に対し必要以上の負担をかけているのであれば議員の方々は何を根拠に予算を拒否したのかとても疑問である。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
12	5.5.24	富山県監査委員の定期監査についての陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 富山県監査委員(以下、監査委員という。)が富山県及び外郭団体に対して行っている定期監査の実態をより多くの県民に伝えるよう啓発活動を行っていただきたい。</p> <p>2. 理由</p> <p>監査委員は地方自治法に従い、毎年、富山県、関連団体などに対し監査を行っている。しかし、県民と監査委員の間に食い違いがあるように感じる。</p> <p>例えば、富山県が公金で購入した公用車を使用する場合、規則にて「日時、使用目的、行き先、走行距離、使用者など」公務で使用した記録を5、10年保有するよう定められている。しかし、富山県が公金で購入した一部の車両は5年(公文書保有期間が5年までなので)公務で使用した記録は一切存在していないが、走行距離、公金での燃料給油記録は適期的に存在するのに、監査結果は「適切」であると結論付けられている。公文書の状況を見る限り、私的に公金を使い公用車を使い続けているようにしか見えない。(※同一所属で所有する一部の車両のみ公務の使用記録が存在しないので、規則を知らないということではない)</p> <p>また、職員に支払わなければならない手当が支払われていない実態も、備品使用簿、車両使用記録など公文書から確認できるにも関わらず、富山県労働基準監督署から改善命令書が出されるまで長年放置されているのも現実である。</p> <p>監査委員としては、毎年監査のポイントを設定しポイントのみ監査する方法を用い全てを監査しているわけではなく、例のような事例は監査を行っていないのが現実である。</p> <p>このように県民からすれば、公金が適</p>



- . - . -      陳                      情      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
13	5. 5. 24	富山県監査委員事務局の職務についての陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 富山県監査委員事務局(以下、事務局という。)は県民を馬鹿にするような回答を辞めていただきたい。もし、法令に記載されていない内容であれば県民への説明責任は一切ないと考えられているのであれば、特例に関係なく県民へ「法令にて公表しなければならないと定められている事以外は、一切回答を行わない」と議会の委員会の場にて明言し、県民へ周知徹底をしていただきたい。</p> <p>2. 理由</p> <p>事務局へ令和4年度の決算監査を開始する日を確認したところ、「法令で県民への公表義務はないので教えることは出来ない」との回答がなされた。(参考までに、公表してはならないとは定められていない)</p> <p>地方自治法第235条の5、第233条にて富山県側で調整を含め最大8月末日まで決算書を作成する時間が認められていることから、遅くとも9月1日から富山県監査委員及び事務局として監査を開始すると回答できるにも関わらず、「県民に回答する義務はない」と回答するのはあまりにも無責任であり、職務放棄し、県民を馬鹿にしているとも受け止められる。</p> <p>また、今回陳情を提出するにあたり、回答した方の名前を事務局へ確認したところ、理由は分からないが、頑固に回答した担当者の名前を答えようとしなかった。県職員として責任を持って回答しているにもかかわらず担当者の名前が答えられないのは大変疑問である。もちろん名前を聞く理由として県議会への資料提出に担当者の名前があったほうが、確認などスムーズに行えると考え三者(私、県議会、事務局)にとって無駄</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>な時間をなくすためと伝えたが、回答した担当者の名前を聞くことは出来なかった。(参考までに質問した日時は2023/4/26 11:50頃、担当者の名前を確認した日時2023/4/26 13:45頃と直近であり、回答した担当者が不明であるとは考えられにくい)</p> <p>個人的考えであるが、地方公務員は職務に必要と認められた場合は氏名など回答する義務があると考えている。今回、氏名を回答しなかったということで事務局が行っている作業は自治体の職務ではないと考えているのか大変疑問である。素直に職務であり責任ある回答を行ったと考えれば氏名を回答できるはずである。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
11	5. 5. 24	障害者優先調 達推進法の促 進についての 陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、推進法という。)が平成25年4月1日から施行され、すでに10年がたったが、富山県の実情は名刺印刷が殆どをしめ、10年もの期間があったにも関わらず、作業の幅が一向に広がっていないことが大変問題だと感じる。年間の調達予算を拡大していくことも大事だが、作業の種類を広げ職業選択を増やす助けを行うことも自治体として課せられているとも解釈できると考える。調達目標金額を消化したから終わりという考えをなくし、未来へつながるように事業者とコミュニケーションを密に行い、作業の幅を広げていていただきたい。また、予算がないため事業者への発注ができないという現場の声もある現実も、議員の方々は理解していただきたい。</p> <p>2. 理由</p> <p>推進法にもとづき障害者団体への発注状況を開示請求し、開示された資料を見る限り、多くの所属の調達は名刺印刷が殆どであり、また事業者も偏って発注しているようにも見受けられた。しかし、管財課などは積極的に草刈り、タイヤ交換などを発注し、作業の幅を広げるための努力も感じられる。農福連携事業を行っている農林水産部の一部の所属である、農林水産企画課、農業経営課、農林水産総合技術センターの3所属の調達実績を開示請求したが、名刺印刷ばかりである。</p> <p>個人的には農林水産総合技術センターであれば、複数の所属で剪定、雪吊り、草刈り、タイヤ交換、軽作業など、一週間から数カ月単位で発注できる作業はあると思われる。もし、農福連携事業を行っている農林水産部としてマッチン</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>グだけを行うのが仕事で、自分たちの仕事は障害者には任せられないと考えているとしたら直ちに考えを見直し、まずは富山県が事業者に声掛けを行い、どのような仕事ができるのか理解し任せることが大事ではなかろうか。</p> <p>趣旨でも触れたが、富山県警本部の推進法担当の方とお話したが、タイヤ交換など頼めないのかと聞くと、予算がないため職員が時間を作りタイヤ交換することしか出来ない。障害者団体がどのようなことが出来るのかははっきりしない等、施行から10年たっているにも関わらず、現場への浸透がされていないことがよく分かる。</p> <p>予算については議員の方々が、推進法で使用する予算を富山県に提出させるなど行い、議員の方々が今以上に積極的に監視するやり方であれば、富山県としても予算要求しやすいのではとも考えられる。</p> <p>最後に、数十年後に向け、今できること、来年出来ること、未来を創造し自治体としての立場を最大限に活用し実績を積み上げ、その後民間へ手を広げ、数十年後、障害者も今以上に職業選択することが出来る未来を作り上げていていただきたい。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
10	5. 5. 19	全国靈感商法 対策弁護士連 絡会の不当な 声明に対する 陳情	(略)	<p>陳情要旨</p> <p>1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてください。</p> <p>2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。</p> <p>理由</p> <p>1 要旨1について</p> <p>全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」）が、令和5年3月18日に公表した「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」）には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し、憲法違反となる恐れが大いにあります。</p> <p>2 要旨2について</p> <p>世界平和統一家庭連合（以下「家庭連合」）の信者及びその子らは、マスコミによる過激な報道等により、多大なストレスを受けています。信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その二世達のストレスは著しいものです。</p> <p>貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。</p> <p>そのような行為は、地方自治の本旨たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえます。</p>

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>3 本件声明が国連宣言に違反すること</p> <p>国連では、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択しています。全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見を煽り、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置をとるべきです。</p> <p>4 本件声明が憲法違反となること</p> <p>(1)本件趣旨1について</p> <p>家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。</p> <p>そのような中、特定の宗教を名指しし、その活動を萎縮させるような決議を行うことは、地域内の信者らの思想・良心の自由、信教の自由に対する侵害となり、憲法違反となることは明白です。</p> <p>(2)本件趣旨2及び3について</p> <p>政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由により決せられるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではありません。議会がそのような内容の決議を行えば、地域内の信者らの思想・良心の自由、信教の自由に対する侵害となることはもとより、住民の請願権や参政権、議員の思想信条の自由及び政治活動の自由を著しく侵害するのであり、憲法違反となることは明白です。</p> <p>(3)本件趣旨4について</p> <p>政治家がいかなる住民と関係を持つ</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>かは、同政治家の思想信条の自由及び政治活動の自由により決せられるべきであり、特定の宗教団体との関係について調査・公表することは、信教の自由を侵害し、憲法違反となることは明白です。</p> <p>(4) 全国弁連の政治的偏向性について</p> <p>全国弁連は、スパイ防止法の制定阻止を目的とし、特定の政治的主張を持つ弁護士により構成される団体であり、代表世話人弁護士らは、左派系政党と関係の深い人物です。特に、代表世話人の1人である郷路征記弁護士は、家庭連合の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託し、脱会した元会員らを原告として家庭連合を訴える民事訴訟を多数提起してきました。</p> <p>そのような団体の意向に沿うことは、地方議会の政治的中立性を害するのみならず、間接的に特定人の経済的利益に与するものであり、断じて容認できません。</p> <p>(5) 訴訟の可能性があること</p> <p>上記の理由から、貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法順守義務に違反するおそれがあります。</p> <p>そのような場合は、当該決議に対する取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を行わざるを得ないことを申し添えておきます。</p>